



# 豊前総合法律事務所

# News Letter

2023年  
6月号  
VOL.02

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

## 目次

- P1 「経営理念」  
「プライベートのひとこま～四国への旅～」
- P2 「スタッフ（事務長）からひとこと」  
「月刊誌「致知」の購読をはじめました！」  
「新判例情報」  
～最高裁令和5年3月10日第二小法廷判決～」
- P3 「最近多いご相談」  
「法改正情報」
- P4 「イオンモール三光でセミナーを開催しました！」  
「ある弁護士の生き方」  
～映画「GANDHI」（ガンジー）を鑑賞して～

## 経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる**最高峰の地域密着法律事務所**を目指してまいります。

## プライベートのひとこま～四国への旅～

先日、連休を利用して四国に行ってまいりました。

数年前にも訪れましたが、家族とともに巡ると新たな発見があり、特に新鮮に感じました。写真は、愛媛県にございます道後温泉のからくり大時計です。変形するロボットに興味を抱き始めた息子が、大変喜んで鑑賞していました。

四国の大自然と歴史を肌で感じ、地方の魅力を再認識する旅でした。

各所を訪れるたび、職業病か、法律事務所を探してみましたが、私の旅先では目に入らず、やはり裁判所周辺に集中しているのかなあと、弁護士の偏在も感じたところです（たまたまかもしれませんが。）。

地域の皆様のお力になるため、これからも精進してまいります。貴重なリフレッシュ休暇をありがとうございました。



Buzen-LawOffice  
豊前総合法律事務所

目的 Purpose

市民に力を

～地方におけるリーガルアクセスの向上～

使命 Mission

奉仕のための練達

地方を愛する心を基礎とし、  
高品質なリーガルサービスを提供を通じて、  
①顧客の利益の最大化と成果の創造  
②安心できる日常や企業活動の回復と事前対策  
③生涯の学びを支援できる法教育  
に貢献し、全市民の物心両面の幸福の追求と、  
顕微による公共の福祉への貢献。  
何よりこの地方の活性化に寄与し続けることを目的とします。

ビジョン Vision

日本一「この」地域を愛し

「この」地域のために

最高峰の地域密着型法律事務所

個人と組織の紛争解決・予防のためのパートナー / 地域貢献グループ

価値 Value

経営方針 / 顧客との約束

- ①親しみやすくあたたかい事務所
- ②お客様の利益を最大化できる事務所
- ③的確・迅速・柔軟な事件処理を行う事務所
- ④経過・費用の透明化などにより安心できる事務所
- ⑤お客様を笑顔にできる事務所
- ⑥リーガルサービスを通じて地域に貢献できる事務所

創業者精神 Founder's Spirit

～フィロソフィ～

感謝・真心・精進・卓越・昇華

協力・責任・情熱・規律・創造

## スタッフ（事務長）からひとこと



事務長を務めております、飯沼安彦です。

昨今、法律事務所をモデルとしたテレビドラマやアニメなどが多いですね。みなさん、法律事務所について、どのようなイメージをお持ちでしょうか？

よく聞かれます。法律事務所って、どんな仕事をしているの？地方だとおだやかでしょ？などなど・・・。

回答は… → 大量の書面作成、調査などを、分単位でこなさなければならぬ「激務」です。ドラマのような場面はほんの一握りだと思います。

私が法律の世界に飛び込んでから20年以上が経過しますが、毎日が使命感との闘いです。

そんななかでも、**当事務所では、所長弁護士をはじめスタッフ全員、少しでもクライアントのみなさまの役に立てるよう、日々の業務だけでなく、隙間時間を利用して各種資格にチャレンジしてスキルの向上に努めています。**所長弁護士・スタッフの資格を合計するとどのくらいあるんだろう？（次回までに数えておきますね（笑））。

**どんなことでも真摯にお話をお聴きします。どうぞ遠慮なくご相談ください。**

## 月刊誌「致知」の購読をはじめました！

経営者も数多く読んでおります月刊誌「致知」。「人間学を学べる」月刊誌として、人気を集めていると聞いておりました。以前から興味があったのですが、あるきっかけで、定期購読させていただくことにしました。

たまたま、発刊元の株式会社致知出版社の編集部課長と知り合いになったのです。若いのに、この方のシェアは大変素晴らしいものでした。この方、大切な人を亡くするという人生最大の逆境を経験しながらも、そこから学んだことを多くの方にシェアしておりました。前を向いて、自身の会社の使命をまっとうするため仕事に取り組もうとする姿に感動し、この方の創っている雑誌なら読んでみたいと思ったのです。みなさん、そんな経験はありますか。そして私自身も、みなさんに感動を創り、届けられる弁護士になりたいと、決意を新たにいたしました。

致知の創刊理念は、「いつの時代でも、仕事にも人生にも真剣に取り組んでいる人はいる。そういう人たちの心の糧になる雑誌を創ろう」というものです。私が手にした最初の「致知」は、さまざまな偉人の「書から学ぶ」（つまり読書）ことに関する考え方にたくさん触れることができました。読書好きの私としては、大変学ぶところが多かったです。

この雑誌は、店頭販売はしていないようで、定期購読が単刊の発注が必要のようです。既に学ばれている方は感想をシェアしたいですし、未だの方は御社にもひとついかがでしょうか。



## 新判例情報 ～最高裁令和5年3月10日第二小法廷判決～

いわゆる「固定残業代制」は、従前より、裁判例の変遷、実務の取り扱いを押さえるのが難しい分野であり、実務家としては注意深く見ている分野です。今回、新判例が出ましたので、簡単にご紹介します。

賃金総額を歩合給（出来高給）などで事実上決定し、それを基本給や割増賃金に振り分ける方式（振分け方式の賃金制度）は、運送会社やタクシー会社で多く用いられているものと思います。この方式でトラックドライバーの給与を算出していたケースで、最高裁は、通常の労働時間の賃金に当たる部分と、割増賃金に当たる部分とを判別することはできない、と判断しています。つまり、この固定残業代制は無効ということになります。

固定残業代制が割増賃金として支払いが有効になるためには、労働契約における基本給等の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができる（明確区分性）ことが必要とされています。判決では、どの部分が時間外労働等に対する「対価に当たるか」が明確になっているといった事情がうかがわれない、とも述べており、いわゆる対価性にも言及しているところが、目新しい判断になっています。

弁護士の目から見ると、**固定残業代制は、無効になるリスクもそれなりに多いところがあるので、あまりおすすめしていませんが、業界によっては、残業が恒常的に生じてしまっている業界などで、あえて固定残業代制を導入している企業様もあるようです。**

こうした賃金体系の見直しなども含めて、必要があれば、ぜひお声がけください。

## 最近多いご相談

以下、顧問先の企業様において相談の多い案件です。

- 1 秘密保持契約書（いわゆるNDA）
- 2 広告をめぐるトラブル
- 3 お客様・従業員の個人的なトラブルの相談



最近、と限定することなく、企業が取引活動をする上で、「秘密保持契約書を作成したい」というご相談は、よくお受けしているところです。誓約書という形で、一方的に相手方に誓約させる形式で作成させる場合もあります。何が秘密情報なのか、どこまで義務を負うのかといった内容を中心にチェックしていくこととなります。契約書を作成すると、有事の際に差止めや損害賠償請求などの法的措置が執りやすいというメリットもあるでしょうが、情報はいったん流出すると完全に回収するのが難しいものですので、**書面を作成することにより、相手方が注意して流出が起きにくくなるという効果の方が重要だと思えます。**そういう意味で、ただ書面を作成するだけでなく、書面の取交しの際にどんなやり取りをして、どんな説明をするのかも重要ですから、この点も必要に応じてアドバイスすることがあります。

また、最近、「1か月間は採用広告無料！」などと謳って勧誘を受け、申し込みをしたところ、その後「無料期間経過により自動更新して有料プランに移行した」として、30万円～50万円の広告料を請求される、というトラブルが多発しています。人手不足が顕著な業界で特に多いですが、人手不足に悩む経営者の心理につけこむ悪質な詐欺的行為と言えるでしょう。請求金額30万円～50万円というのは、一般的には費用対効果的に弁護士に依頼しにくい金額でしょうし、担当者が自分のミスだとパニックになってポケットマネーで払ってしまえかねない金額となっております。ある意味で考えられています。私が「有料プランに移行しないと明示していた（特約があった）」「信義則違反だ、権利の濫用だ」などとして支払いを拒み、事なきを得た事案も多いです。**安易にお支払いはしないでください。顧問先のみなさまにおかれましては、こういった広告には注意をさせていただくとともに、万が一トラブルに巻き込まれてしまいましたら、弊所にご相談をいただけますと幸いです。**

## 法改正情報

はじめに

**令和5年3月30日、無期転換ルールの見直しなどの改正が行われました。**

無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて5年を超えたときに、社員の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

有期契約の濫用的利用を抑制し、もって労働者の雇用の安定を図る趣旨で、雇止めに関するこれまでの判例の集積を参考にしながら、定められたルールです。

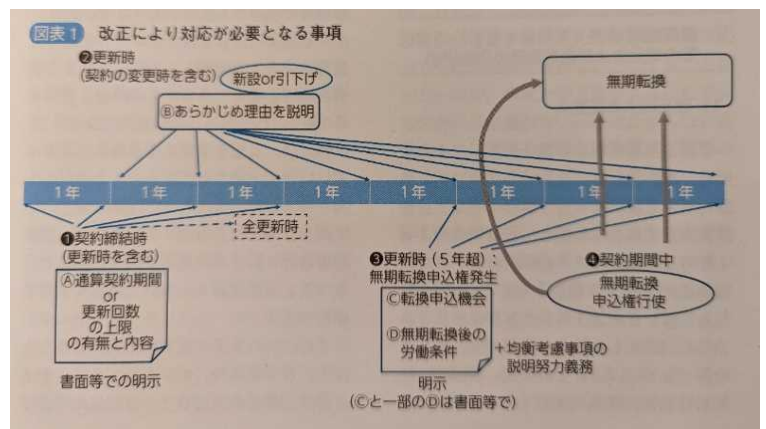
このたび、**法改正により、「通算契約期間または更新回数」の上限を労働条件として書面で明示しなければならないとされました。**

また、最初の契約締結より後に、当該契約の変更または更新に際して、上限を新たに+設ける場合や、上限を引き下げる場合、あらかじめ理由を説明する必要がありますとされました。

さらに、無期転換申込権が発生する契約更新時に、「転換申込機会」と「無期転換後の労働条件」について明示する必要がありますとされました。

最後に、無期転換後の労働条件について、均衡を考慮した事項について説明するように努めるとされました。（労働契約における「均衡」について言及した労働契約法3条2項を参照。）

**この改正にあわせて、労働契約締結時（更新時）に必要な労働条件通知書等の書面の整備などが必要な企業様もおられるかと思えます。必要あらばご用命くださいませ。**





## イオンモール三光でセミナーを開催しました！

弊所は、相続（終活）分野にも力を入れております。相続は事業承継にも密接に関係し、企業法務との隣接性があります。また、前回のニュースレターでもご紹介いたしました通り、人生のゴールを見据えて今を充実させるという終活の考え方は、企業経営にも通じるものです。高齢化社会の今、従業員様の個々のお悩みにご対応できるという点でも、非常に重要な分野になります。

これまで、弊所の所在地であります豊前市の会場にて、数々の無料市民セミナーを開催してまいりましたが、この度、より多くの皆様のお悩みを解決するため、中津市のイオンモール三光にて開催いたしました。事前ご予約以上の方々にお越しいただき盛況でございました。

セミナーにお越しただいて、ただお話を伺いいただくだけでは、本当にみなさまのお力にはなれませんが、「ふうん、良いこと聞いた」で終わってしまっただけでは、みなさまの貴重な人生のお時間を、ただ頂戴してしまっただけということになりかねません。「行動につなげる」「実行力を強化する」という部分にまだまだ課題があり、日々、精進を重ねる所存です。

「次につながる」取り組みの一環として、必ずお電話やお手紙でフォローを行っており、お客様のお悩みに合わせて、個別相談にも喜んでご対応させていただいております。今回は、無料期間中と設定していた1週間の枠がすぐに埋まってしまう、3週間程度の間、相談に対応させていただいております。やはり、みなさまの悩みは、広く、深いのだなと、実感いたしました。

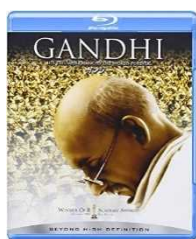


## ある弁護士の生き方 ～映画「GANDHI」(ガンジー)を鑑賞して～

「非暴力、不服従」の人生を全うしたマハトマ・ガンジー。みなさんご存じですよね。

では、ガンジーは、弁護士だったということをご存じですか。本名モーハンダース・カラムチャンド・ガンジー（「マハトマ」というのは、「偉大な魂」という敬称）は、イギリスで弁護士になり、南アフリカに向かう列車のなかでいわれなき差別を受けたことから、差別のない世の中を創ろうとしました。どんなにひどい仕打ちを受けても「暴力は用いない。しかし服従もしない。」という姿勢を貫き、周囲を感化しながら、ついにはインド独立の父と言われるまでになります。最期は残念ながら殺されてしまいますが、そのときですら「あなたを許す」とジェスチャーしたとされており、まさに「非暴力・不服従」という信念を貫き通した生涯だったと言えます。

弁護士であり、政治指導者であるガンジーは、数々の至高の明言を残しておりますところ、ここでは、私が特に好んで取り上げている、3つの格言をご紹介したいと思います。



- ① 人間は、その人の思考の産物に過ぎない。人は思っている通りになる。
- ② 明日死ぬかのように生きよ。永遠に生きるかのように学べ。
- ③ 未来は、「今、我々が何を為すか」にかかっている。

いかがでしょうか。すべては思考からはじまり、育まれた信念がやがて行動によって現実化していく。「一日一生」の姿勢で、毎日を精一杯、悔いなく生きていく中で、自分たちが未来を創り出していく。ガンジーの生き方や格言から、とても大切なことを学びました。

この格言は、所員にも弊所の理念を浸透させたいという想いで作成した、いわゆる「クレドカード」の裏側に座右の銘として記載しており、毎日、マインドセットを繰り返しているところです。

私も、所是、経営理念、ビジョンと、私が思考した内容を信念として育み、行動によって現実化していく人生を歩んで参ります。

発行元：豊前総合法律事務所  
〒828-0028  
福岡県豊前市青豊19-14スペース I  
TEL：0979-53-9106  
FAX：0979-53-9107

### 豊前総合法律事務所 企業法務サイト

